

令和4年労働災害発生状況（令和5年2月28日現在）

福島労働基準監督署

令和4年の福島労働基準監督署管内（以下、「当署管内」）における労働災害による休業4日以上の死傷者数は新型コロナウイルス感染症り患によるものを除いて448人で、令和3年確定値と比較して5人（1.1%）減少しました。

業種別では、「建設業」、「運輸交通業」、「農林業」、「清掃・と畜業」の死傷者数が令和3年確定値より減少した一方、「製造業」、「商業」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」等が増加しました。（表1参照）

事故の型別では、「転倒」災害が大きくなりましたが、これは1月から3月までの間に発生した、凍結、積雪による冬季転倒災害が増加したためで、その後、事業場の皆様に「STOP！転倒災害プロジェクト」や「福島地域 冬季転倒災害撲滅運動」にご協力いただいたおかげで、4月以降、転倒災害は減少に転じました。（表2参照）

表1 新型コロナウイルス感染症り患によるものを除いた当署管内の令和4年「業種別」労働災害発生状況（令和5年2月28日現在）

業種別	年・程度別		令和3年(確定値)		対前年比	
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率(%)
全産業合計	4	448	3	453	-5	-1.1%
製造業小計	1	98	1	96	2	2.1%
食品製造業	0	31	0	27	4	14.8%
鉱業小計	0	0	0	0	0	±0.0%
建設業小計	3	69	0	88	-19	-21.6%
土木工事業	2	23	0	41	-18	-43.9%
建築工事業	1	41	0	38	3	7.9%
その他の建設業	0	5	0	9	-4	-44.4%
運輸交通業小計	0	46	0	49	-3	-6.1%
貨物取扱業	0	1	0	0	1	+∞%
農林業	0	8	1	18	-10	-55.6%
畜産・水産業	0	4	0	2	2	100.0%
上記以外の第三次産業小計	0	222	1	200	22	11.0%
商業	0	85	0	64	21	32.8%
通信業	0	5	0	7	-2	-28.6%
保健衛生業	0	64	0	55	9	16.4%
接客娯楽業	0	28	0	20	8	40.0%
清掃・と畜業	0	16	0	21	-5	-23.8%
その他の事業	0	19	1	20	-1	-5.0%

※休業4日以上の労働者死傷病報告による。

※製造業、上記以外の第三次産業は主要な業種のみ掲載。

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。

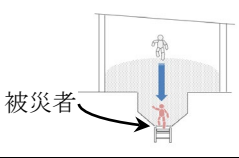
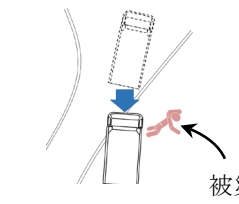
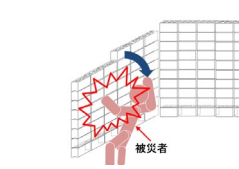
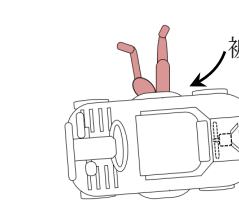
表2 新型コロナウイルス感染症り患によるものを除いた当署管内の令和4年「事故の型別」労働災害発生状況（令和5年2月28日現在）

事故の型別	年別	令和4年	令和3年(確定値)	対前年比	
		死傷者	死傷者	増減数	増減率(%)
転倒		145	108	37	34.3%
上記転倒災害のうち、1月～3月に発生した凍結、積雪によるもの		64	15	49	326.7%
墜落、転落		75	87	-12	-13.8%
はさまれ、巻き込まれ		22	39	-17	-43.6%
動作の反動、無理な動作		55	64	-9	-14.1%
激突され		42	40	2	5.0%
飛来、落下		19	25	-6	-24.0%
上記以外		90	90	0	0.0%

※休業4日以上の労働者死傷病報告による。

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。

令和4年福島労働基準監督署管内の死亡災害概要

番号	発生日 発生場所	業種	事故の型 起因物	災害発生状況（再発防止対策例）	略図
1	1月6日 二本松市	セメント・同製品 製造業	墜落、転落 ・ 構築物	コンクリート製品用の砂を保管しているホッパー内において、砂の表面が凍ったため、一人で、砂の上に乗って凍った砂を破碎していたところ砂の中に生き埋めとなり死亡した。	
2	4月23日 二本松市	その他の 土木工事業	墜落、転落 ・ トラック	点検のために整備工場にトラックを一人で持っていき、傾斜地に止めてトラックを降りたところ逸走した。被災者が慌てて運転席に乗り込み止めようとしたが間に合わず、トラックが段差から落下し、その衝撃で地面に投げ出されて死亡した。	
3	6月20日 二本松市	建築工事業	崩壊、倒壊 ・ 建築物	コンクリートブロック造倉庫の解体のため、最後の2面の解体を行ったところ、1面が倒壊し、その影響で残りの1面が倒壊して、被災者がその下敷きとなり死亡した。	
4	9月12日 川俣町	その他の 土木工事業	はさまれ、 巻き込まれ ・ その他の一 般動力機械	除草業務で使用した乗用草刈機の整備を被災者一人で行っていたところ、何らかの原因で草刈機の下敷きとなり死亡した。	

【災害防止のポイント】

○令和4年は、一人作業中に死亡した労働災害が3件発生しました。一人作業を行わせる場合には、作業開始前に一人KYを実施させて、労働災害の危険性を洗い出し、リスク低減対策を確実に実施するようにしてください。

また、一人KYを実施させる場合には、必ず、死亡労働災害リスクの特に高い「墜落、転落」、「はさまれ、巻き込まれ」、「激突され」災害の危険性が無いかを確認させるようにしてください。

↑適宜、一人KYの内容を確認し、労働災害の危険性の洗い出しが不十分な場合には、危険予知訓練を実施する等して、一人KYが労働災害防止に直結するよう、事業場で管理してください。

○昨年、福島市において5月19日真夏日（最高気温30度以上）を記録しておりますので、熱中症予防のために、4月中に準備を行い、**5月には熱中症予防対策を確実に実施**してください。

また、「建設業」のみならず「運輸交通業」、「警備業」、「製造業」でも熱中症による休業災害が発生していますので、全ての業種で熱中症予防対策を実施してください。

○「STOP！転倒災害プロジェクト」や「福島地域 冬季転倒災害撲滅運動」を実施していただいた結果、4月以降の転倒災害の減少に結びついております。

引き続き転倒災害防止活動を実施するとともに、今まで事業場で実施した転倒災害防止活動を振り返り、特に以下の点について確認して、未実施の場合は計画的に実施してください。

- ①「照明の設置」、「段差の解消」、「滑りやすい床面の改善」等、設備的な対策を実施していますか
- ②転倒災害防止教育後に、労働者が教育内容を実践しているか確認していますか